

《生徒会役員選挙規定》

- 1.この規定は、東鴨居中学校生徒会活動を充実させ、活発に推進する生徒を選ぶことを目的とする。
2. この選挙を行うために、選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員は各学級より1名ずつ年度当初に選出する。ただし、委員が生徒会役員に立候補した場合、学級で代わりとなる選挙管理委員を選出する。選挙管理委員長は、委員会で互選する。
3. 本会の役員は、下記の役員を選出する。
会長(2年1名) 副会長(1年1名) 会計(1年1名、2年1名) 書記(1年1名、2年1名)
常任委員会委員長 各2年1名
(学級、生活、保健、美化、図書、放送)
常任委員会委員長は各クラスの該当委員を兼任できる。
- 4.本部役員の選出については、全員が選挙権を有する。
- 5.候補者は必ず推薦責任者を1名定めて、公示後期限内に、選挙管理委員会に届出なければならない。
- 6.選挙管理委員は、推薦責任者になることはできない。また、立候補者は、他の立候補者の推薦責任者になることはできない。
- 7.候補者のポスターを所定の場所に掲示する。ただし、使用するポスターは、選挙管理委員会の検印を必要とし、3枚以内とする。
8. 立会演説会は、選挙管理委員会の決定により、最低1回は行わなければならない。
- 9.各候補者は、推薦責任者を必ず応援演説者とする。
- 10.選挙に関する、その他の細則は、選挙管理委員会において決定する。
11. 生徒会長役員に欠員が出た場合は補欠選挙を行う。